

令和8年4月20日

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案に係る意見募集

総務省は、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる必要があるため、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案を作成しました。つきましては、当該政令案について、令和8年4月21日（火）から同年5月25日（月）までの間、意見を募集します。

1 背景及び概要

総務省では、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる必要があるため、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案を作成したことから、意見募集を実施するものです。

2 意見公募要領

(1) 意見募集対象

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案（別添：新旧対照表）

(2) 意見提出期間

令和8年4月21日（火）から同年5月25日（月）まで（必着）

（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

詳細については、別紙の意見公募要領を御覧ください。

3 今後の予定

当該政令案については、寄せられた御意見を踏まえて改正を行う予定です。

4 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局総務課において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

<連絡先>

総務省総合通信基盤局総務課

担当：松下課長補佐、宮内官

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5829

E-mail：denkansin_atmark_soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、御送信の際は、「@」に変更してください。